

生産性向上特別措置法の施行に伴う導入促進基本計画（案）の策定について

国は急速な技術革新に対応し生産性の向上を図るため、中小企業者に対する先端設備等の導入促進などを柱とした生産性向上特別措置法を制定しました。本市の中小企業者においても就業者の高齢化や人手不足など課題は深刻であり、本市としても国と連動し法制度に基づいた支援措置を講じる必要があります。

なお、生産性向上特別措置法に係る国の導入促進指針策定後、速やかに支援措置を講じるため、本市は早急に導入促進基本計画を策定し、中小企業者が作成する計画の認定を行います。

1 生産性向上特別措置法について

(1) 目的

情報技術分野の急速な技術革新により産業構造や国際的な競争環境が著しく変化するなか、産業分野における生産性向上を短期間で実現するため、施策を集中的かつ一体的に講じることにより、国際競争力の維持・強化を図り、生活の向上や経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

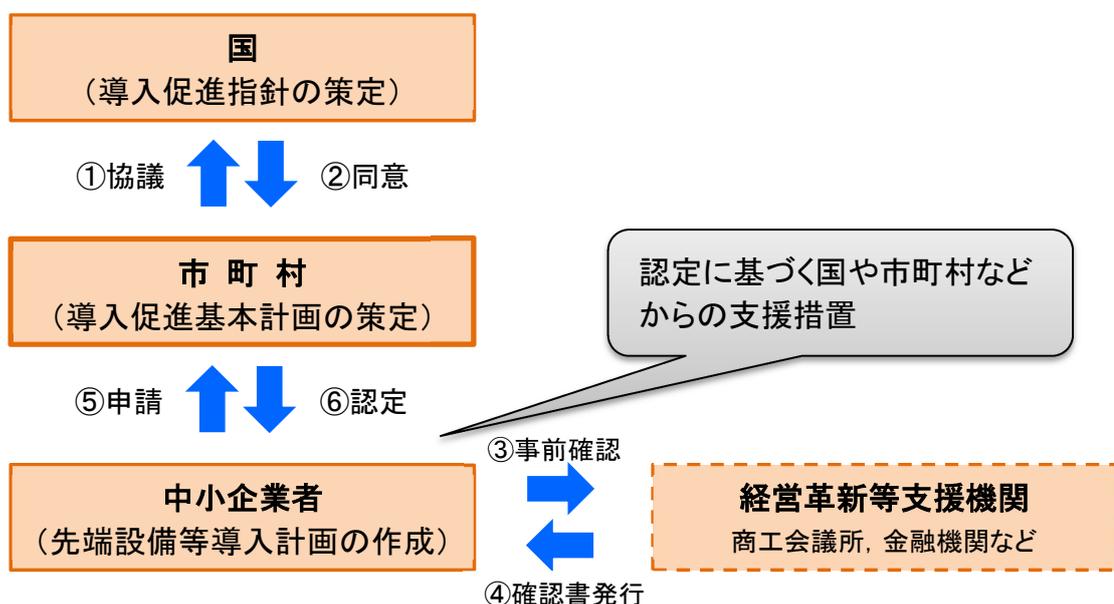
(2) 内容

先端設備等導入の促進として中小企業者に生産性の向上を目的とした設備投資を促すことに加え、新技術の実証やI o T投資に対する支援など革新的事業活動の促進も規定されています。

2 先端設備等導入の促進に向けた事業スキーム及び支援措置について

中小企業者は、市町村が国の同意を得て策定した「導入促進基本計画」に基づいて「先端設備等導入計画」を作成し、その導入計画について市町村の認定を受けた場合に、税制支援や金融支援などを受けることができます。

(1) 事業スキーム



(2) 支援措置

ア 導入する先端設備等に対する固定資産税（償却資産）の軽減【市】

地方税法に基づき課税標準を3年間ゼロから1/2までの間で市町村の条例で定める割合とする。

⇒ 藤沢市：課税標準3年間ゼロ

（6月定例会において市税条例の一部改正（案）を提案）

イ 認定事業者に対する国の補助金の優先採択【国】

ウ 計画に基づく事業に必要な資金借入に係る支援（信用保証）【国】

3 藤沢市の導入促進基本計画（案）について

(1) 先端設備等の導入の促進の目標

ア 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は43万人を突破し、2017年度藤沢市の将来人口推計において2030年に約44万4千人でピークを迎えるとされています。また、同将来人口推計によると、本市の高齢化率は年々上昇していくことに加え、15歳から64歳までの生産年齢人口は、2025年以降減少していくとされています。

本市の産業については、平成26年経済センサスにおいて1万3千を超える事業所が産業別、業種別に見て広く存在するなかで、中小企業者は99%以上を占めており、市全域に立地しています。

本市の中小企業者においては、就業者の高齢化の進展などによる労働生産性の頭打ちが懸念されています。また、中小企業者の人手不足が将来の生産年齢人口の減少にあわせてますます深刻化し、限られた人材を効果的に活用していく取組が求められています。こうした諸課題を解決するため、本市としては、中小企業者が導入する先端設備等に対する固定資産税（償却資産）の課税標準を3年間ゼロとすることで、新たな設備投資を後押しし、労働生産性の向上を目指します。

イ 目 標

本市においては、先端設備等導入計画を20件認定することを目標とします。

ウ 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）について、年平均3%以上向上することを目標とします。

(2) 先端設備等の種類

本市の産業や中小企業者の業種は多岐に渡り、生産性の向上が必要な設備はさまざまであることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等のすべてとします。

（機械装置、測定工具・検査工具、器具備品等を対象とします。）

(3) 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

ア 対象地域

本市の中小企業者は、地域や都市計画区分を問わず立地していることから、本計画において対象とする地域は、本市の全域とします。

イ 対象業種・事業

本市の産業や中小企業者の業種は多岐に渡っていることから、本計画において対象とする業種・事業は、すべての業種・事業とします。

(4) 計画期間

ア 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間

イ 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

(5) その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

ア 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。

イ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

ウ 市税の滞納があるものや必要な申告義務を怠っているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、公平性に配慮します。

4 今後の予定について

時 期	内 容
6月	【藤沢市】平成30年6月藤沢市議会定例会 ・生産性向上特別措置法の施行に伴う導入促進基本計画(案)の策定について(建設経済常任委員会への報告) ・藤沢市市税条例の一部改正について(議案)
6月中旬	【国】生産性向上特別措置法の施行
7月上旬	【国】導入促進指針の策定 【藤沢市】導入促進基本計画の策定
7月中旬～	【中小企業者】先端設備等導入計画の作成
7月下旬～	【藤沢市】先端設備等導入計画の認定

5 中小企業者への周知等について

広報ふじさわやホームページ, また経済団体の会報誌等で周知徹底を図るとともに, 施策のわかり易いリーフレットの作成や手続きの簡素化など中小企業者の負担軽減につながるよう経済団体と連携していきます。

以 上

(経済部 産業労働課)